

#### 主な取組内容

##### 非正規雇用労働者の待遇改善・正社員化の推進

###### (1) パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法の履行確保状況の確認

- 労働基準監督署の調査結果により、事業所の状況を的確に把握し、効率的な指導を実施。併せて基本給・賞与の差が相当程度ある場合は見直しを検討するよう助言を行い、文書で検討状況の報告を求める

###### (2) 非正規雇用労働者の待遇改善、正社員転換、社会保険適用時の待遇改善などに取り組む事業主に対するキャリアアップ助成金等の周知、活用促進

- 説明会の開催及び他機関の会合において事業主等への周知

###### (3) 働き方改革サポートオフィス鳥取の活用促進

- 同一労働同一賃金の実現のために訪問コンサルティングの活用を事業主に周知

#### 今後の方向性

- 引き続き、労働基準監督署の調査結果等により事業所の状況を的確に把握し、パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づき効率的な指導を実施する。
- 説明会、その他機関の会合において、非正規雇用労働者の待遇改善、正社員転換、社会保険適用時の待遇改善などに取り組む事業主に対し、キャリアアップ助成金の活用等について周知を図る。
- 働き方改革サポートオフィス鳥取による同一労働同一賃金の実現のための訪問コンサルティングの活用促進に引き続き取り組む。

#### 取組状況

〔令和7年10月末現在〕

###### (1) 指導件数

パート・有期雇用労働法	127件(111社)
〔うち 基本給・賞与の見直し依頼 21件〕	
労働者派遣法	55件( 12社)

###### (2) 労使団体へ協力要請

説明会等での周知	3か所
	5回

(参加者数412人)



パートタイム・非正規雇用労働法キャラクター  
「パユウちゃん」

## II – 6 総合的なハラスメント対策の推進

### II 誰もが働きやすい職場 環境づくり

資料  
No.

35,36,  
37,42

#### 主な取組内容

##### (1) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び指針の周知

- ・関係機関・団体の会合等を活用し、カスタマーハラスメント、就活セクシャルハラスメントを含む総合的ハラスメント防止対策について周知

##### (2) ハラスメント対策の履行確保と適正な取組への支援

- ・労働施策推進法等に基づき、各種ハラスメント対策について企業指導
- ・取組事例の提供により適正な取組を支援

##### (3) カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等の周知

- ・企業指導において、企業マニュアル等を交付し周知
- ・カスタマーハラスメント防止対策の義務化について周知

##### (4) 丁寧な相談対応と個別労使紛争解決の援助等の実施

- ・ハラスメント及びいじめ・嫌がらせに関する相談への対応と紛争解決援助制度による解決支援

#### 調停事例

●パワハラ被害労働者からの申立て。入社間もなく先輩従業員からパワハラ（仕事を教えてもらえない、物に当たる、人格否定発言等）があり、複数回、事業主に相談したが、詳細な事実確認は行われることなく注意に留まりパワハラは改善されなかった。その結果、メンタル不調に陥り就労不能となつたことについて補償を求めたい。

→ 紛争調整委員会による調停により事業主は対応不足を認め、関係者に事実確認を行うこと（問題が認められた場合は加害者に対して適正な処分を行うことを含む）及び、被害者へ謝罪すること、就労不能期間の所得補償を行うこと、並びに再発防止策を講じることで和解が成立した。

#### 今後の方向性

- 企業への個別訪問等により、履行状況の確認を行うとともに、必要な指導を実施。カスタマーハラスメント及び就活ハラスメントが事業主の義務となったことについて周知。
- 「職場のハラスメント撲滅月間」（12月）を中心に広報、啓発を実施。
- 総合労働相談窓口等において丁寧な相談対応に努めるとともに、相談者の申出に基づき紛争解決を援助。

#### 取組状況

〔令和7年10月末現在〕

(1) 会合等における説明回数	3回
	(参加者数 149人)
(2) 指導件数	53件 (23社)
ハラスメント相談件数	525件
内訳	
セクハラ	54件
マタハラ	7件
育介ハラスメント	7件
パワハラ	458件
いじめ・嫌がらせ	90件
(4) 紛争解決援助件数	
調停	6件
助言	15件

## 主な取組内容

## (1) 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む事業者等の支援

- ① 働き方改革推進支援助成金等各種支援策の周知
- ② 個別支援・相談対応
- ③ 長時間労働につながる取引慣行の見直しの要請

## (2) 監督署に設置した「労働時間相談・支援班」による説明会や個別訪問による積極的な支援

- ① 令和6年4月から労働時間の上限規制が適用された建設業や医療保険業に対しては、業種ごとの説明会実施
- ② 個別事業場を訪問し、労働時間の削減や各種支援制度に関する説明を行うなど支援を実施

## (3) 「働き方改革サポートオフィス鳥取」による事業主への積極的な支援

中小企業・小規模事業者が抱える長時間労働削減、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃上げ、人材の確保・定着等の課題に対応するため、以下の支援を実施。

- ① 窓口での相談対応及び個別企業への専門家派遣
- ② 職務分析・職務評価の取組支援と周知
- ③ 事業主向けセミナーの開催と講師派遣

## 取組状況

〔令和7年10月末現在〕

## (1)

- ① 説明会等での周知10回（参加数1679社）
- ② 訪問支援：68事業場（再掲）
- ③ 発着荷主等に対する要請：53事業場（再掲）  
長時間労働の削減等に関する要請時に長時間労働につながる取引慣行の見直しの要請も実施（労使団体等計9団体（11月））（再掲）

## (2)

- ① 業種ごとの説明会  
医療保険業3回、建設業3回実施済み  
今後追加で各3回ずつ実施予定（再掲）
- ② 個別事業場への訪問：68事業場（再掲）

## (3) おもな実施状況

- ・相談件数 189件 [年間目標 390件]
- ・専門家派遣 183件 [ 同 370件]
- ・セミナー開催回数 26回 932名 [同 40回]

## 主な取組内容

(4) 「鳥取働き方改革推進会議」を通じた労働環境や待遇の改善等の気運の向上

鳥取働き方改革推進会議を開催。構成団体の取組状況及び支援策について共有するとともに、「鳥取働き方改革推進キャンペーン2025」（11月）について協議・決定

## 【キャンペーンの取組】

- ・キャンペーンリーフレットによる周知（年次有給休暇取得推奨デーと公立学校の学校休業日の連携）、働き方改革川柳の公募・選考、働き方改革関連セミナーの実施、自主点検票の配布

## 今後の方向性

- 引き続き、中小企業事業者に対し、説明会や会議等あらゆる機会を通じて労働関係法令や各種支援策の周知を行うとともに、「働き方改革サポートオフィス鳥取」の活用促進を図る。

令和6年度  
働き方改革川柳大賞作品

# 有休で 仕事と適度な ディスタンス

取組状況

〔令和7年10月末現在〕

(4)

- ・働き方改革関連セミナー 6回
  - ・自主点検票配布枚数 421枚
  - ・構成団体によるリーフレットの配布



# 警備・建設・運輸(配送) のお仕事をご案内します

- ・未経験の方
- ・興味のある方
- ・ブランクのある方
- ・資格は持っているけど経験ない方

窓口で相談ください

## 警備

施設警備や交通誘導等  
個人の希望に応じ対応  
いたします。

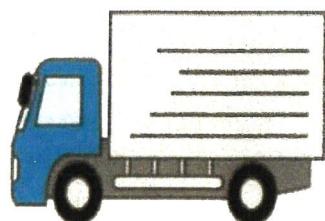


測量や設計から土木施工、  
設備工事まで幅広く職種  
を検討いただけます。

## 建設

## 運輸

ルート配送や（準）中型・  
大型、二種免許等個人の  
ニーズに応じて対応いたし  
ます。



～ご利用希望の方は～

総合案内で「警備・建設・運輸(配送)コーナー利用希望」とお伝えください

ハローワーク鳥取 就職支援サービスコーナー

(開庁時間 平日 月~金 8:30~17:15)

電話 0857-23-2021 (41#)

# 福祉のお仕事をご案内します

◆福祉コーナーは  
こんなサービスを行います  
福祉の仕事を経験者の方はもちろん  
未経験の方もお気軽にご相談下さい

## 看護



医療現場、福祉施設等、個人のニーズに応じ対応します  
職場見学もご案内いたします

保育士未経験の方もブランクのある方も相談お待ちしています  
職場見学もご案内いたします

## 保育



## 介護



福祉施設、医療現場での看護助手、就労支援施設等、個人のニーズに応じ対応します  
職場見学もご案内いたします

～ご利用希望の方は～

総合案内で「福祉コーナー利用希望」とお伝えください

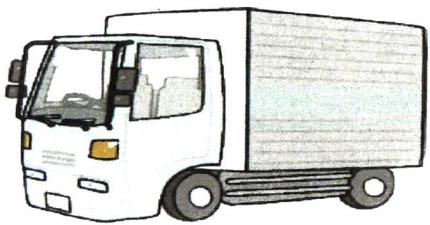
ハローワーク鳥取 就職支援サービスコーナー

(開庁時間 平日 月～金 8:30～17:15)

電話 0857-23-2021 (41#)



警備



建設

就職支援

運輸

サービスコーナー

建設・警備・運輸 人材不足分野への就職をお考えの方、興味のある方は、専門相談員がお仕事探しをサポートします。是非当コーナーをご利用ください。

建設

- ・土木作業員
- ・土木施工管理技士
- ・建築施工管理技士
- ・電気工事士
- ・建設関係職種

警備



運輸

- ・トラック運転手
- ・タクシー運転手
- ・タンクローリー運転手
- ・バス運転手
- ・送迎運転手
- ・運輸関係職種

未経験や資格が無いが  
チャレンジしたい

ご希望に添った支援をしています！  
お気軽にご相談ください。



ハローワーク米子（米子公共職業安定所）

「就職支援サービスコーナー」

米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4 階  
電話：0859-33-3911

医療 福祉 保育  
(看護) (介護)

の就職相談は

# 就職支援 サービスコーナー

にお任せください！



<p>サービスメニュー</p>	<p>対象職種での就職を希望する方を対象に支援します。</p> <p>*****</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 対象職種に関する職業相談や求人の紹介</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 事業所説明会など各種イベント開催 &amp; 情報提供</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 担当者制による就職支援も行います。</li></ul>
-----------------	---

ハローワーク米子  
(米子公共職業安定所)

就職支援サービスコーナー

米子市末広町311 イオン米子駅前店4階

TEL : 0859-33-3911

# 福祉の仕事を知ってみませんか？

参加にあたって、資格・経験は問いません。  
事業内容・仕事内容の説明のみをご希望の方も  
ご参加いただけます。  
★お気軽にお申し込みください★

11／6(木)  
15社参加

## 福祉の 仕事

介護

看護

### 持ち物

- ・筆記用具
- ・履歴書(面接希望者のみ)

### 場所

とりぎん文化会館

展示室

(鳥取市尚徳町101-5)

### 時間

13時半～16時

(13時開場)途中出入自由

### 定員

50名(事前申込制)

※申込にはハローワークでの  
求職登録が必要です(当日会場でも可)

※事前申込制

※服装自由

※雇用保険求職活動実績に該当

【主催】 ハローワーク鳥取

【共催】 鳥取市

【共催】 鳥取県看護協会

鳥取県社会福祉協議会

介護労働安定センター鳥取支部

参加申込・お問い合わせ先

ハローワーク鳥取(鳥取公共職業安定所)

就職支援サービスコーナー

電話:0857-23-2021(41#)

# 介護就職デイ

(福祉関係事業所説明会)

予約はこれら  
もしくは

裏面の参加申込書を  
ご提出ください



# 参加事業所一覧

11/6	事業所名	主な募集職種(※10/27現在)		
		介護	看護	その他
	医療法人社団 三樹会	○	○	
	株式会社 コモングラウンド		○	障害者支援員 精神保健福祉士
	社会福祉法人 あすなろ会	○	○	障害者支援員
	医療法人 至誠会 社会福祉法人 親誠会	○		介護支援専門員
	株式会社 ニチイ学館	○		
	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	○	○	看護補助者 障害児(者)ケア職員
	社会福祉法人 鳥取福祉会	○		
	株式会社 ソルヘム 陽だまりの家	○	○	介護支援専門員
	社会福祉法人／医療法人 贊幸会	○	○	
	社会福祉法人 やす	○		介護支援専門員
	株式会社 鳥取介護サービス	○		
	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	○		障害者支援員
	社会医療法人 明和会医療福祉センター	○		
	株式会社 イングス デイサービス縁	○	○	
	株式会社 いなば仁風会	○		

× 切り取り線

介護就職デイ 参加申込書

フリガナ	
氏 名	
求職番号	—

# 雇用管理に助成金を活用しませんか？

## 人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コースのご案内

このコースは、事業主が雇用管理制度や業務負担軽減機器等（労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等）の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標などを達成した場合に最大230万円（賃金要件を満たした場合は最大287.5万円）を助成する制度です。

### 助成内容および助成額

導入が必要なメニュー	助成額（※1）	上限額（※1・2）	
A 雇用管理制度の導入	a 賃金規定期制（※3） (賃金表の整備)	40万円 (50万円)	80万円 (100万円)
	b 諸手当等制度 (資格手当などの導入)		
	c 人事評価制度 (人事評価制度の導入)		
	d 職場活性化制度 (メンター制度等の導入)	20万円 (25万円)	
	e 健康づくり制度 (人間ドックの実施)		
B 業務負担軽減機器等の導入 (労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入)	対象経費の 1/2 (62.5/100)	150万円 (187.5万円)	

### 具体的な活用事例

#### ①賃金要件加算なし

諸手当等制度(40万円) + 職場活性化制度(20万円)  
+ 健康づくり制度(20万円)

合計80万円

#### ②賃金要件加算あり

賃金規定期制(50万円) + 諸手当等制度(50万円)  
+ 雇用環境整備(対象経費の1/2(上限187.5万円))

合計287.5万円

（※1）括弧内の金額は、賃金要件（5%以上の賃上げ）を満たした場合の額

（※2）上限額は、複数の雇用管理制度又は労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等を導入した際の助成上限額

（※3）「a 賃金規定期制」は中小企業が対象

LL070401確02

## 支給までの流れ

### ① 雇用管理制度等整備計画を策定

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出・認定

### ② 雇用管理制度または業務負担軽減機器等の導入・実施

雇用管理制度等整備計画の実施期間内に導入・実施

### ③ 離職率の低下目標を達成

雇用管理制度等整備計画期間の末日の翌日から12か月経過するまでの期間の離職率が、目標値を達成していること

### ④ 助成金の支給(最大230万円)

賃金要件を満たした場合は最大287.5万円の支給

## 申請・お問い合わせ先

詳しい支給要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、以下を参考にしていただけます。お問い合わせください。

### 助成金の詳細

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html)



### 助成金のお問い合わせ先・申請先

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou/roudou/kouyou/kyufukin/toiawa/se2.html>



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さんへ

## 従業員の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます 「人材育成支援コース」のご案内

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

### 支給対象

**対象者** 事業主：雇用保険適用事業所の事業主  
労働者：雇用保険被保険者

幅広い訓練に  
ご活用いただけます！

**訓練** ①人材育成訓練 : 10時間以上のOFF-JTによる訓練  
②認定実習併用職業訓練 : 新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練  
③有期実習型訓練 : 有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

### 助成率・助成額

#### (1) 助成率・助成額 ※( )内は中小企業事業主以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額 <sup>(注1)</sup> (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 <sup>(注2)</sup>	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 <sup>(注2)</sup>	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 <sup>(注2)</sup>
①人材育成訓練	正規雇用労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	-	-
	有期契約労働者等	70%	+15%			20万円 (11万円)	+5万円 (3万円)
②認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			10万円 (9万円)	+3万円 (3万円)
③有期実習型訓練 <sup>(注3)</sup>		75%	+25%				

注1: e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。

注2: 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

注3: 正社員化した場合に助成。有期実習型訓練を実施したものの、結果として、対象労働者の正規雇用労働者等への転換が実施されなかつた場合であっても、支給決定時までに以下の要件を満たしたときは、「人材育成訓練」の助成内容により助成対象となる場合があります。

- ・職業能力開発推進者を選任していること
- ・事業内職業能力開発計画を策定・周知していること
- ・定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保等について定めていること

#### (2) 受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額・1年度1事業所あたりの助成限度額<sup>(注4、注5)</sup>

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上		1事業所1年 度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円	1,000万円

注4: 賃金助成限度額(1人1訓練あたり)は、1,200時間。専門実践教育訓練については1,600時間。

注5: 訓練受講回数は労働者1人につき、1年度で3回まで(有期実習型訓練については同一の事業主が同一の労働者に対して1回まで)

# 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) のご案内

## 人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP 4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



## 人への投資促進コース

▶ 詳細はP 2～3へ

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さんからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

### 定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

### 情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

### 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

### 長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

## 各訓練メニューの助成率と助成額

### 定額制訓練

### 定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%		-
	(+15%)			

### 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

### 資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITスキル標準・DX推進スキル標準 レベル3・4となる訓練等	75%	60%	1,000円	500円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 1,000円	

### 自発的職業能力開発訓練

### 自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
労働者の自発的な訓練費用を 事業主が負担した訓練	45%			-
	(+15%)			

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者の 即戦力化のための訓練 (OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)	60%	45%	800円	400円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
OJT実施助成額				
中小企業				大企業
20万円				11万円
(+5万円)				(+3万円)

### 長期教育訓練休暇等制度

### 導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額	
		※有給休暇の場合	
中小企業	大企業		
長期教育訓練休暇制度 (30日以上の休暇取得)	20万円	1,000円	800円
	(+4万円)	-	(+200円)
所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	20万円		-
	(+4万円)		

・( )内の助成率(額)は、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の率(額)です。

・賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額(定額)です。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

# 新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます

## ～「事業展開等リスクリング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスクリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

### 支給対象

**対象者** 事業主：雇用保険適用事業所の事業主  
労働者：雇用保険被保険者

助成金の詳細  
はこちら→



- 訓練**
- ① 訓練時間数が**10時間以上**であること
  - ② OFF-JT（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
  - ③ 職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- i. 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練
- ii. 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「事業展開等実施計画」（様式第1～3号）を職業訓練実施計画書と併せて提出する必要があります。取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「事業展開」は、訓練開始日から起算して、3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである必要があります。

【参考】事業展開の例：新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始する 等  
デジタル・DX化の例：ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパレス化を進めた 等  
グリーン・カーボンニュートラル化の例：農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した 等

### 助成率・助成額

#### ① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額	
中小企業	大企業	中小企業	大企業		
75%	60%	1,000円	500円	1億円	

#### ② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

注1：e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

注2：定額制サービスによる訓練の経費助成限度額は、受講者1人1月あたり2万円です。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さんへ

# 人材開発支援助成金

## (教育訓練休暇等付与コース・人への投資促進コース) のご案内(詳細版)

人材開発支援助成金(教育訓練休暇等付与コース・人への投資促進コース\*)は、労働者の**自発的職業能力開発**を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発および向上を促進するため、次の**3つの助成**を用意しています。

\*人への投資促進コースは令和4年～8年度の期間限定助成です。

### 1 教育訓練休暇制度

3年間に**5日以上**の取得が可能な有給の教育訓練休暇を導入し、実際に適用した事業主に助成(制度導入に対して**30万円**を支給)

### 2 長期教育訓練休暇制度

**30日以上**の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成(制度導入に対して**20万円**を支給、有給の休暇に対して、1人につき**1時間あたり1,000円 最大1600時間分**(大企業の場合は1人につき**1時間あたり800円 最大1200時間分**)の賃金助成を支給)

### 3 教育訓練短時間勤務等制度

**30回以上**の**所定労働時間の短縮**および**所定外労働時間の免除**が可能な制度を導入し、実際に**1回以上**適用した事業主に助成(制度導入に対して**20万円**を支給)

人材育成支援コース	-
教育訓練休暇等付与コース	●
建設労働者認定訓練コース	-
建設労働者技能実習コース	-
人への投資促進コース (長期教育訓練休暇、教育訓練短時間勤務等制度関係)	●
事業展開等リスクリング支援コース	-

自分に合った企業に、会えるチャンス

# 企業プレゼン& 合同企業説明会

## とっとり就職フェア 2025・8月

気になる企業の  
説明を聞くだけでも  
大歓迎!!



参加企業数各100社予定 参加無料、履歴書不要、服装自由

### 参加対象者

- 一般求職者及び卒業後未就職者
- 2026年3月大学等卒業予定者(低年次の学生も可)

事前申込なしでの  
当日参加も可!

### 米子会場

8月25日(月)

#### 日時

受付開始 12:30～  
企業プレゼン：12:50～13:20  
合同企業説明会：13:30～16:00

#### 会場

米子コンベンションセンター  
〒683-0043 鳥取県米子市末広町 294



<アクセス>  
・JR 米子駅北口から  
徒歩 5 分



事前参加申込はコチラから！

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai-hw.mhlw.go.jp/briefings/ODQ4>



8月27日(水)

#### 日時

受付開始 12:30～  
企業プレゼン：12:50～13:20  
合同企業説明会：13:30～16:00

#### 会場

鳥取市民体育館 エネットピアアリーナ  
〒680-0864 鳥取県鳥取市吉成 3-1-1



<アクセス>  
・鳥取駅から徒歩 20 分  
市民体育館前バス停からすぐそば



事前参加申込はコチラから！

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai-hw.mhlw.go.jp/briefings/ODQ5>



上記二次元バーコード、URL のほか、①「ハローワーク説明会等受付サイト」で検索 ②労働局選択画面から「鳥取」を、説明会一覧から「とっとり就職フェア」を選択していただきますと受付サイトにアクセスできます。

# 正社員道をサポート!

とびたて!若者

34歳以下

への

予約  
OK

個別支援  
(担当者制)

適性診断

応募書類作成  
面接準備

ハローワーク鳥取 わかもの支援コーナー

変えたい。未来を、自分を。

職場  
見学

就職後<sup>等</sup>  
の相談

求人検索の  
サポート

若年



総合受付にて  
「わかもの支援コーナー希望」  
とお伝えください

ハローワーク鳥取  
わかもの支援コーナー<sup>ー</sup>  
TEL 0857-23-2021 (部門 41#)

ハローワーク  
鳥取 HP



# わかもの支援コーナー

とは？

いつもと同じ職員と  
相談しませんか？  
担当者制をおすすめ  
します

適性診断で自己理解  
を深めませんか？

待ち時間の軽減に  
「予約相談」をぜひ  
ご活用ください

## 正社員を目指す 34歳以下の方

応募書類作成の  
お手伝い、  
面接の相談、練習も  
行っています

に支援を行っているコーナーです

※パート、アルバイト、派遣等の  
正社員以外で働いている方 など

応募前職場見学の  
申し込みもご相談  
ください

在職中の方も  
利用できます

職場での悩み、  
仕事や将来に向けての  
相談などもお気軽に！

- 就職活動って何から始めたらいい？
- 正社員になりたいけどハードルが高そう…
- 自分は何がしたいのかわからない
- 就職活動が不安！
- 自分に何が向いてるのかわからない
- ひとまず話してみたい

詳しくはわかもの支援コーナーにきてみてください！

チェックしてみよう！



迷ったら、まずはお話ししてみませんか？



# わかもの支援窓口

ハローワーク米子では、正社員雇用を目指している概ね35歳未満の方を対象に「わかもの支援窓口」で個別支援を行っております。



まずは  
気軽に  
相談を♪

## 対象者

- ▽学校卒業後3年を超えてる方
- ▽概ね35歳未満の方
- ▽無業者の方や現在アルバイトをしており  
正社員を目指したい方



「わかもの支援窓口」をご利用下さい！

## 支援メニュー

- 仕事の相談
- 適職診断（PC操作あり）
- 応募書類の  
作成支援・添削
- 面接練習など  
(動画撮影も可・規定あり)

## 相談時間

相談時間は45分

- ▽10:00~
- ▽11:00~
- ▽13:00~
- ▽14:00~
- ▽15:00~

上記いずれかの時間帯

## 予約方法

窓口かお電話  
(0859-33-3911)  
でお申し込みください

お問い合わせ先：ハローワーク米子（米子公共職業安定所）



0859-33-3911

(HWY20241205)

事務連絡  
令和7年8月6日

高等学校長 様  
特別支援学校長 様

鳥取労働局職業安定部長

「地元企業魅力発見会」及び「令和7年度新規高卒求人事業所説明会」の  
開催について

皆様には時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より鳥取労働局の労働施策の推進につきまして格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鳥取県内の就職内定率は高い水準が続いているものの、就職後3年以内の早期離職率は依然高い状況が続いております。

鳥取労働局、鳥取県教育委員会及び鳥取県では、若年者の職場定着やその後の安定した職業生活の促進を図ることを目的に、就職前から詳細な事業所情報の把握や職業に対する知識や理解を深める取組として、例年、新規高等学校及び特別支援学校高等部卒業予定者を対象とした「新規高卒求人事業所説明会（以下、「説明会」という。）」を開催しております。

**今年度は説明会に加え、高等学校及び特別支援学校高等部の低学年生徒を対象とした「地元企業魅力発見会」を新たに開催することとしたしました。**

つきましては、就職未内定の生徒及び進路選択を控えた低学年生徒の積極的な御参加をお願い申し上げます。

概要等につきましては下記を御確認ください。なお、御不明な点は下記の担当までお問い合わせください。

記

1. 地元企業魅力発見会（高校低学年生徒に対する合同企業説明会）

① 概 要

高等学校及び特別支援学校高等部の低学年（主に2年生）に対する職業意識形成（キャリア教育）を目的とし、鳥取県内企業の情報提供を通じて、産業や職種の魅力、内容等を発信するもの。説明会と同様、各企業ブースを生徒自身が選択して訪問し、企業の説明を聴く形式を予定。

② 開催日及び会場

倉吉会場 令和7年10月27日（月） 倉吉シティホテル  
米子会場 令和7年10月29日（水） 米子国際ファミリープラザ  
鳥取会場 令和7年10月30日（木） 白兎会館

※いずれも午後開催

③ 参加対象者

高等学校及び特別支援学校高等部の低学年生徒（主に2年生）

④ 参加事業所

鳥取県内に就業場所を有する正規雇用高卒求人提出事業所  
各会場30社程度（予定）

## 2. 新規高卒求人事業所説明会（就職未内定生徒に対する合同企業説明会）

### ① 概要

就職未内定生徒の就職促進を図ること等を目的に、令和8年3月新規高等学校及び特別支援学校高等部卒業予定者に対し、鳥取県内企業との面談の機会を提供する場を設けるもの。

### ② 開催日及び会場

倉吉会場 令和7年10月27日（月） 倉吉シティホテル

米子会場 令和7年10月29日（水） 米子国際ファミリープラザ

鳥取会場 令和7年10月30日（木） 白兎会館

**※いずれも午前開催（午前中で終了）**

### ③ 参加対象者

令和8年3月新規高等学校及び特別支援学校高等部卒業予定者のうち、就職未内定者

### ④ 参加事業所

鳥取県内に就業場所を有する正規雇用高卒求人提出事業所

各会場 30社程度（予定）

## 3. その他

本事務連絡は開催概要のご案内です。詳細が決まり次第、鳥取県教育委員会事務局の御協力のもと、改めて開催通知（詳細版）をお送りいたします。参加者数の取りまとめ、御報告等は開催通知（詳細版）送付後にお願いいたします。

### 【担当】

鳥取労働局職業安定部職業安定課

（学卒担当）永田または田口

（電話）0857-29-1707

鳥取労働局発表  
令和7年6月25日(木)

担当	職業安定部 職業対策課 課長 萩原 晃 地方障害者雇用担当官 八尾 あづさ 電話 0857-291-708
----	---

## ハローワークを通じた障害者の就職件数は2年連続で過去最高を更新

～就職率は6年連続で全国第1位～

### 一 鳥取県における令和6年度障害者職業紹介状況 一

鳥取労働局（局長 山下 穎博）は、令和6年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況をとりまとめましたので、公表します。

令和6年度の障害者の就職件数は885件で、令和5年度実績（826件）に比べ7.1%の増加となりました。

特に、地方公共団体や就労支援機関等と連携し、就職から定着に向けたきめ細やかなチーム支援に取り組んだことが高い就職率となった要因として挙げられます。

今後も、各地方公共団体や関係機関との連携を深め、障害者雇用の推進に取り組んでいきます。

#### 【主なポイント】

- 新規求職申込件数（「1. 障害者全体の職業紹介状況」参照）  
1,467件で、前年度比8.3%（前年度1,355件）の増加。
- 就職件数（「1. 障害者全体の職業紹介状況」参照）  
885件で、同7.1%（前年度826件）の増加となり、**2年連続で過去最高を更新**
- 就職率（就職件数/新規求職申込件数）  
**60.3%で全国平均43.1%を大きく上回り、6年連続で全国第1位**

#### ○障害種別（「2. 障害者種別の職業紹介状況」参照）

就職件数全体に占める精神障害者の就職件数の割合が65.5%と最も高い。平成23年度までは身体障害者の割合が最も大きかったが、その後は精神障害者の割合が最も大きくなっている。

#### ○産業別（「3. 産業別の就職状況」参照）

医療・福祉（302件）、製造業（119件）、卸売業・小売業（107件）、サービス業（92件）で就職件数が多く、全体の70.1%を占めている。

#### ○規模別（「4. 規模別の就職状況」参照）

49人以下の事業所で344件、50～299人の事業所で250件、300人以上の事業所では291件。

#### ○職業別（「5. 職業別の就職状況」参照）

生産工程・労務の職業（280件）で就職件数が最も多く、サービスの職業と事務的職業を加えると全体の73.8%を占めている。

## ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

### 1. 障害者全体の職業紹介状況

(件、人、ポイント)

	新規求職申込件数	有効求職者数		就職件数
		前年度比	前年度比	
平成16年度	461	△4.0	716	19.5
17年度	560	21.5	869	21.4
18年度	564	0.7	933	7.4
19年度	633	12.2	1,021	9.4
20年度	718	13.4	990	△3.0
21年度	735	2.4	885	△10.6
22年度	745	1.4	742	△16.2
23年度	849	14.0	939	26.5
24年度	857	0.9	991	5.5
25年度	941	9.8	1,162	17.3
26年度	908	△3.5	1,138	△2.1
27年度	1,021	12.4	1,096	△3.7
28年度	1,059	3.7	1,251	14.1
29年度	1,077	1.7	1,488	18.9
30年度	1,305	21.2	1,698	14.1
令和元年度	1,191	△8.7	1,819	7.1
2年度	1,102	△7.5	2,153	18.4
3年度	1,094	△0.7	2,254	4.7
4年度	1,168	6.8	2,390	6.0
5年度	1,355	16.0	2,580	7.9
6年度	1,467	8.3	2,273	△11.9

### (就職件数及び新規求職申込件数の推移)

(件)



## 2. 障害者種別の職業紹介状況

### (1)身体障害者

	新規求職申込件数	有効求職者数		就職件数		(件、人、ポイント)
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成16年度	292	△ 6.4	492	10.3	149	8.8
17年度	296	1.4	540	9.8	138	△ 7.4
18年度	306	3.4	543	0.6	137	△ 0.7
19年度	311	1.6	579	6.6	162	18.2
20年度	338	8.7	507	△ 12.4	148	△ 8.6
21年度	329	△ 2.7	440	△ 13.2	173	16.9
22年度	280	△ 14.9	353	△ 19.8	167	△ 3.5
23年度	315	12.5	380	7.6	172	3.0
24年度	321	1.9	404	6.3	170	△ 1.2
25年度	303	△ 5.6	443	9.7	155	△ 8.8
26年度	249	△ 17.8	403	△ 9.0	139	△ 10.3
27年度	266	6.8	367	△ 8.9	149	7.2
28年度	247	△ 7.1	391	6.5	153	2.7
29年度	263	6.5	468	19.7	151	△ 1.3
30年度	317	20.5	507	8.3	147	△ 2.6
令和元年度	272	△ 14.2	559	10.3	171	16.3
2年度	234	△ 14.0	640	14.5	131	△ 23.4
3年度	225	△ 3.8	689	7.7	119	△ 9.2
4年度	242	7.6	723	4.9	144	21.0
5年度	231	△ 4.5	776	7.3	103	△ 28.5
6年度	236	2.2	523	△ 32.6	119	15.5

### (2)知的障害者

	新規求職申込件数	有効求職者数		就職件数		(件、人、ポイント)
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成16年度	94	△ 13.8	134	31.4	57	△ 8.1
17年度	118	25.5	180	34.3	57	0.0
18年度	105	△ 11.0	189	5.0	61	7.0
19年度	135	28.6	210	11.1	78	27.9
20年度	168	24.4	214	1.9	89	14.1
21年度	168	0.0	191	△ 10.7	95	6.7
22年度	170	1.2	144	△ 24.6	105	10.5
23年度	159	△ 6.5	192	33.3	104	△ 1.0
24年度	181	13.8	205	6.8	127	22.1
25年度	188	3.9	227	10.7	126	△ 0.8
26年度	182	△ 3.2	228	0.4	114	△ 9.5
27年度	212	16.5	203	△ 11.0	149	30.7
28年度	206	△ 2.8	237	16.7	117	21.5
29年度	192	△ 6.8	273	15.2	139	18.8
30年度	241	25.5	289	5.9	148	6.5
令和元年度	192	△ 20.3	272	△ 5.9	166	12.2
2年度	173	△ 9.9	330	21.3	132	△ 20.5
3年度	171	△ 1.2	323	△ 2.1	140	6.1
4年度	177	3.5	315	△ 2.5	135	△ 3.6
5年度	206	16.4	362	14.9	144	6.7
6年度	224	8.7	321	△ 11.3	137	△ 4.9

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



### (3)精神障害者

(件、人、ポイント)

	新規求職申込件数	有効求職者数		就職件数	
		前年度比		前年度比	
平成16年度	72	22.0	88	72.5	34
17年度	133	84.7	143	62.5	64
18年度	147	10.5	194	35.7	79
19年度	172	17.0	218	12.4	88
20年度	201	16.9	255	17.0	93
21年度	215	7.0	237	△ 7.1	101
22年度	267	24.2	220	△ 7.2	121
23年度	336	25.8	334	51.8	166
24年度	300	△ 10.7	332	△ 0.6	179
25年度	393	31.0	435	31.0	224
26年度	419	6.6	450	3.4	266
27年度	483	15.3	457	1.6	278
28年度	544	12.6	552	20.8	347
29年度	543	△ 0.2	653	18.3	324
30年度	628	15.7	773	18.4	412
令和元年度	599	△ 4.6	820	6.1	415
2年度	530	△ 11.5	958	16.8	354
3年度	550	3.8	1,010	5.4	410
4年度	661	20.2	1,188	17.6	421
5年度	790	19.5	1,260	6.1	524
6年度	894	13.2	1,296	2.9	580
					10.7

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)

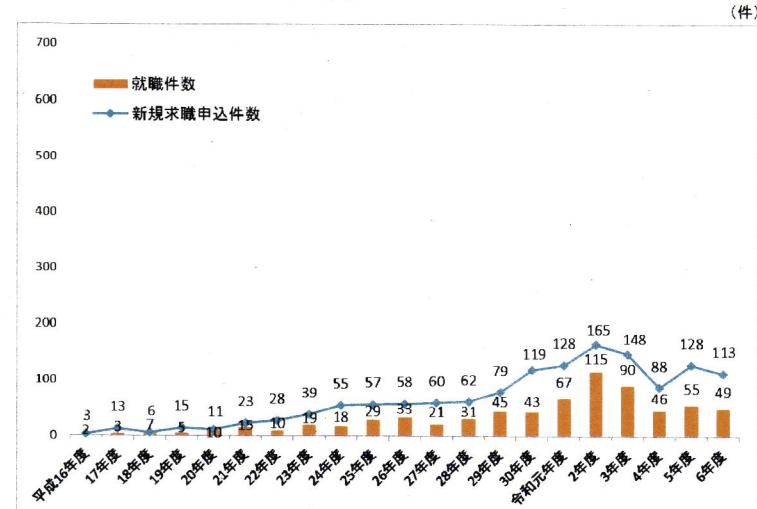


### (4)その他の障害者

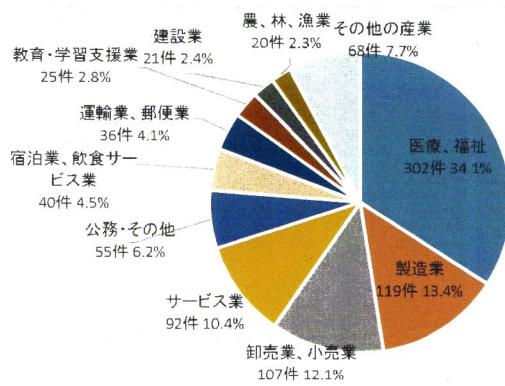
(件、人、ポイント)

	新規求職申込件数	有効求職者数		就職件数	
		前年度比		前年度比	
平成16年度	3	2	2	2	2
17年度	13	333.3	6	200.0	3
18年度	6	△ 53.8	7	16.7	7
19年度	15	150.0	14	100.0	5
20年度	11	△ 26.7	14	0.0	10
21年度	23	109.1	17	21.4	15
22年度	28	21.7	25	47.1	10
23年度	39	39.3	33	32.0	19
24年度	55	41.0	50	51.5	18
25年度	57	3.6	57	14.0	29
26年度	58	1.8	57	0.0	33
27年度	60	3.4	69	21.1	21
28年度	62	3.3	71	2.9	31
29年度	79	27.4	94	32.4	45
30年度	119	50.6	129	37.2	43
令和元年度	128	7.6	168	30.2	67
2年度	165	28.9	225	33.9	115
3年度	148	△ 10.3	232	3.1	90
4年度	88	△ 40.5	164	△ 29.3	46
5年度	128	45.5	182	11.0	55
6年度	113	△ 11.7	133	△ 26.9	49
					△ 10.9

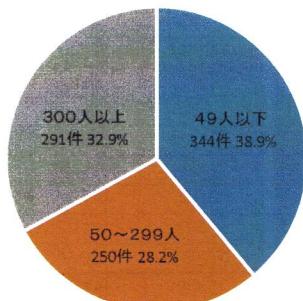
(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



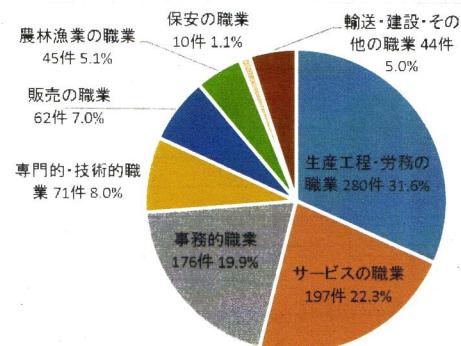
### 3. 産業別の就職状況



### 4. 規模別の就職状況



### 5. 職業別の就職状況



鳥取労働局発表  
令和6年12月20日

担当 職業対策課  
課長 三澤正和  
地方障害者雇用担当官  
宮平弘治  
TEL 0857-29-1708

## 鳥取県における令和6年「障害者の雇用状況」集計結果

— 実雇用率は 0.09 ポイント上昇し 2.56% —

鳥取労働局（局長 平川 雅浩）は、令和6年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況をとりまとめましたので公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【令和6年の結果等におけるポイント】

#### 1 民間企業（法定雇用率2.5%）における状況について

- ① 法定雇用率達成企業割合は61.1%となり、前年に比して3.1ポイント減少した。  
なお、全国平均（46.0%）を15.1ポイント上回った。
- ② 障害者の実雇用率は2.56%となり、前年に比して0.09ポイント上昇した。  
なお、全国平均（2.41%）を0.15ポイント上回った。

#### 2 地方公共団体等（同2.8%、県・市町村の教育委員会は2.7%）における状況について

- ① 県の機関（3機関）は、全ての機関で達成した。
- ② 県・市町村教育委員会は、全ての機関で達成した。
- ③ 市町村の機関（27機関）は、2機関が未達成であった（11月1日付けで1機関は達成）。
- ④ 独立行政法人等（3機関）は、全ての機関で達成した。

#### 3 今後の対応について

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し労働局幹部が指導を行い一部改善されたが、引き続き全機関が達成となるよう助言、指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

### 1 民間企業における雇用状況

#### ○雇用されている障害者の数、実雇用率 [詳細表1(1)]

- ① 一般の民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）における障害者雇用数は1,665.0人（実人数1,537人）で、前年より93.0人増加した（実人数は前年より110人増加）。このうち、身体障害者は814.0人（実人数640人）、知的障害者は427.5人（実人数464人）、精神障害者は423.5人（実人数433人）であった。
- ② 令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間の新規雇用者数は198.5人で、前年新規雇用者数と比べ39.5人増加した。
- ③ 雇用率は、2.56%で前年より0.09ポイント上昇した。
- ④ 法定雇用率達成企業（316企業）の割合は61.1%で、前年より3.1ポイント減少した。

#### ○産業別の状況 [詳細表1(2)]

- ① 産業別の障害者雇用数は、医療、福祉で521.0人（前年差32.0人増）、製造業で390.0人（前年差3.5人増）、卸売業、小売業で250.5人（前年差12.5人増）、生活関連サービス業、娯楽業で87.5人（前年差4.0人減）、サービス業で119.0人（前年差12.0人増）となった。
- ② 雇用率は、生活関連サービス業、娯楽業で7.22%（前年差0.21ポイント増）、医療、福祉で2.84%（前年差0.16ポイント増）、サービス業で3.09%（前年差0.25ポイント増）、運輸業、郵便業で2.36%（前年差0.16ポイント増）となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、生活関連サービス業、娯楽業で83.3%（前年度差10.6ポイント増）、サービス業で78.6%（前年度差0.9ポイント減）、複合サービス事業で71.4%（前年度差4.7ポイント増）医療、福祉で67.6%（前年度差1.8ポイント減）となった。

#### ○企業規模別の状況 [詳細表1(3)]

- ① 企業規模別に見ると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で、491.0人（前年差50.0人増）、100～300人未満で608.0人（前年差4.0人減）、300～500人未満で200.5人（前年差23.0人減）、500～1,000人未満で296.5人（前年差71.0人増）、1,000人以上で69.0人（前年差1.0人減）となった。
- ② 実雇用率は、企業規模別で見ると40.0～100人未満規模企業で2.67%（前年差0.01ポイント）、100～300人未満で2.42%（前年差0.07ポイント増）、300～500人未満で2.66%（前年差0.01ポイント増）、500～1,000人未満で2.64%（前年差0.33ポイント増）、1,000人以上で2.43%（前年差0.01ポイント）となつた。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模別で見ると40.0～100人未満規模企業で58.0%（前年差3.6ポイント減）、100～300人未満で67.1%（前年差2.3ポイント減）、300～500人未満で63.6%（前年差1.1ポイント増）、500～1,000人未満で57.9%（前年差1.6ポイント増）、1,000人以上で50.0%（前年差0.01ポイント）となつた。

#### ○独立行政法人等の状況 [総括表3]

独立行政法人等（36.0人以上規模の法人：法定雇用率2.8%）における実雇用率は、2.83%で前年より0.13ポイント増加した。



**総括表**

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

**2 地方公共団体における在職状況**

○県の機関における在職状況 [総括表2(1)]

県の機関（36.0人以上：法定雇用率2.8%）における実雇用率は、3.35%で前年より0.06ポイント上升した。

○県・市町村教育委員会における在職状況 [総括表2(3)]

県・市町村教育委員会（37.5人以上：法定雇用率2.7%）の実雇用率は、2.84%で前年より0.09ポイント上升した。

○市町村の機関における在職状況 [総括表2(2)]

市町村の機関（36.0人以上：法定雇用率2.8%）の実雇用率は、2.93%で前年より0.08ポイント上升した。

**1 民間企業における障害者雇用状況（法定雇用率2.5%）**

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
島根県	65,137.0人 ( 63,682.0人)	1,086.0人 ( 1,572.0人)	2.56% ( 2.47%)	318 / 517 ( 307 / 475)	61.1% ( 64.2%)
全国	28,162,399.0人 ( 27,523,661.0人)	677,461.5人 ( 642,178.0人)	2.41% ( 2.33%)	53,876 / 117,239 ( 54,239 / 108,202)	46.0% ( 50.1%)

**2 地方公共団体における在職状況**

(1)都道府県の概要（法定雇用率2.5%）

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
島根県	8,083.0人 ( 8,056.0人)	170.5人 ( 166.5人)	3.38% ( 3.29%)	3 / 3 ( 3 / 3)	100.0% ( 100.0%)
全国	361,319.0人 ( 359,503.0人)	11,080.5人 ( 10,627.5人)	3.05% ( 2.96%)	160 / 168 ( 152 / 163)	99.3% ( 93.3%)

(2)市町村の概要（法定雇用率2.5%）

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
島根県	8,298.0人 ( 8,317.5人)	272.0人 ( 265.5人)	2.93% ( 2.85%)	25 / 27 ( 26 / 27)	92.6% ( 96.3%)
全国	1,363,140.5人 ( 1,353,735.5人)	37,433.5人 ( 35,611.5人)	2.78% ( 2.63%)	1,768 / 2,488 ( 1,910 / 2,460)	71.1% ( 77.6%)

(3)都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
島根県	5,106.0人 ( 5,166.0人)	146.0人 ( 142.0人)	2.84% ( 2.75%)	2 / 2 ( 2 / 2)	100.0% ( 100.0%)
全国	728,063.5人 ( 726,615.5人)	17,718.0人 ( 16,999.0人)	2.43% ( 2.34%)	50 / 93 ( 64 / 95)	53.8% ( 67.4%)

**3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）**

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
島根県	2,333.5人 ( 2,332.5人)	66.0人 ( 63.0人)	2.83% ( 2.70%)	3 / 3 ( 3 / 3)	100.0% ( 100.0%)
全国	471,294.0人 ( 467,326.5人)	13,419.0人 ( 12,679.5人)	2.85% ( 2.76%)	285 / 373 ( 308 / 369)	76.4% ( 83.5%)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（既除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

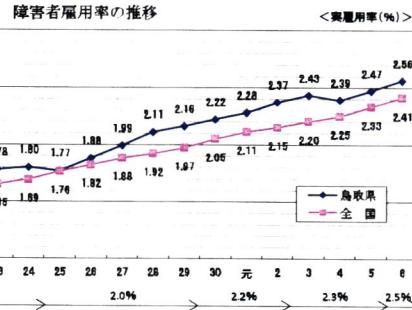
5 ( ) 内は、令和5年6月1日現在の数値である。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

## 一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

項目 年	企業数	法定雇用率の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	全 国	
						障害者数	実雇用率
16年	333	61,027	870	1.70	178	53.6	1.46
17年	346	52,488	896	1.71	189	54.8	1.49
18年	333	61,201	995.0	1.77	188	56.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	1.66
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	65.4	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.80	205	66.6	1.69
25年	394	57,392.5	1,016.0	1.77	211	63.6	1.76
26年	413	56,179.5	1,107.5	1.88	209	50.6	1.82
27年	425	59,697.0	1,187.0	1.99	233	54.8	1.88
28年	423	60,313.5	1,271.0	2.11	250	59.1	1.92
29年	427	60,952.0	1,316.0	2.16	255	59.7	1.97
30年	471	63,034.5	1,492.5	2.22	266	56.5	2.05
令和元年	473	63,851.0	1,458.0	2.28	277	58.6	2.11
2年	473	63,950.0	1,512.5	2.37	298	63.0	2.15
3年	486	63,946.5	1,556.5	2.43	292	60.1	2.20
4年	484	61,655.0	1,522.5	2.39	292	60.3	2.25
5年	478	63,662.0	1,572.0	2.47	307	64.2	2.33
6年	517	66,137.0	1,655.0	2.56	316	61.1	2.41
対前年	39	1,475.0	93.0	0.09	9	△ 3.1	0.08



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは50人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45人以上規模、令和3年から令和6年までは43人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年度～平成30年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者

～令和6年 重度以外身体障害者及び知的障害者は精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 前年度の3年勤続の年に属する6月2日以後に算出された者であること

② 前年度の3年勤続の年6月2日より前に採用された者であって、毎日以後に精神障害者保護福祉手帳を取得した者であること

令和5年以後、精神障害者である短時間労働者については、1人としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者

重度以外身体障害者及び知的障害者は精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年まで2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

## 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

### 詳細表

#### (1) 概況

##### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用率の基礎となる労働者数	③ 障害者数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業数		⑥ 法定雇用率の基準
					法定雇用率の基準	法定雇用率の基準	
鳥取県	57	65,137.0	223	1.88	534	165	36
全 国	( 478 )	( 63,662.0 )	( 229 )	( 166 )	( 891 )	( 150 )	( - )
							( 1,572.0 ) ( 1,59.0 ) ( 1,59.0 ) ( 2.47 ) ( 307 ) ( 64.2 )
							( 677,441.5 ) ( 71,875.5 ) ( 2.4 ) ( 53,875 ) ( 46.0 )
							( 63,567.5 ) ( 2.33 ) ( 54,239 ) ( 50.1 )

##### ② 障害者雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用率の基礎となる労働者数	③ 障害者数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業数		⑥ 法定雇用率の基準
					法定雇用率の基準	法定雇用率の基準	
鳥取県	57	65,137.0	223	1.88	534	165	36
全 国	( 478 )	( 63,662.0 )	( 229 )	( 166 )	( 891 )	( 150 )	( - )
							( 1,572.0 ) ( 1,59.0 ) ( 1,59.0 ) ( 2.47 ) ( 307 ) ( 64.2 )
							( 677,441.5 ) ( 71,875.5 ) ( 2.4 ) ( 53,875 ) ( 46.0 )
							( 63,567.5 ) ( 2.33 ) ( 54,239 ) ( 50.1 )

#### [1] (1) 表の注

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤⑥の数の和である。

注2 ②⑤⑥欄の「法定雇用率」については、上記の括弧内「1人あたりに相当する者」として計算する。

注3 ③欄の「法定雇用率の基準」は、各該年度の「法定雇用率の基準」を示す。(1)(2)(3)(4)(5)(6)

注4 ④欄の「法定雇用率」は、各該年度の「法定雇用率の基準」を示す。(1)(2)(3)(4)(5)(6)

注5 ⑤欄の「法定雇用率達成企業数」は、令和5年6月1日から令和6年6月1日までの1年間に雇い入れられた障害者数である。

注6 ⑥欄の「法定雇用率」は、令和5年6月1日現在の数である。

注7 ②③④欄の「法定雇用率」は、令和5年6月1日から令和6年6月1日までの1年間に雇い入れられた障害者数である。

注8 ⑤欄の「法定雇用率達成企業数」は、令和5年6月1日から令和6年6月1日までの1年間に雇い入れられた障害者数である。

注9 ⑥欄の「法定雇用率」は、令和5年6月1日現在の数である。

#### [1] (2) 表の注

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤⑥の数の和である。

注2 ②⑤⑥欄の「法定雇用率」については、上記の括弧内「1人あたりに相当する者」として計算する。

注3 ③欄の「法定雇用率の基準」は、各該年度の「法定雇用率の基準」を示す。(1)(2)(3)(4)(5)(6)

注4 ④欄の「法定雇用率」は、各該年度の「法定雇用率の基準」を示す。(1)(2)(3)(4)(5)(6)

注5 ⑤欄の「法定雇用率達成企業数」は、令和5年6月1日から令和6年6月1日までの1年間に雇い入れられた障害者数である。

注6 ⑥欄の「法定雇用率」は、令和5年6月1日現在の数である。

注7 ②③④欄の「法定雇用率」は、令和5年6月1日から令和6年6月1日までの1年間に雇い入れられた障害者数である。

注8 ⑤欄の「法定雇用率達成企業数」は、令和5年6月1日から令和6年6月1日までの1年間に雇い入れられた障害者数である。

注9 ⑥欄の「法定雇用率」は、令和5年6月1日現在の数である。

## (2) 産業別の雇用状況

◎ 陰陽體質與狀況

### (3) 企業規模別の雇用状況

#### ① 概況

区分	企 業 数	雇用状況										雇用率 $\times 100$ (%)	雇用率 の構成企業の 割合
		a. 重複使用率 の底本の基礎となる 労働者数 (注1)	b. 重複使用労働者 数(注2)	c. 重複使用労働者 数及び重複使用の 労働者 (注3)	d. 重複使用率 の底本の基礎となる 労働者数 (注4)	e. 重複使用労働者 数(注5)	f. 重複使用率 の底本の基礎となる 労働者数 (注6)	g. 重複使用率 の底本の基礎となる 労働者数 (注7)	h. 重複使用率 の底本の基礎となる 労働者数 (注8)	i. 重複使用率 の底本の基礎となる 労働者数 (注9)	j. 重複使用率 の底本の基礎となる 労働者数 (注10)		
総計	企業 数 517	人 45,147.0	人 228	人 188	人 834	人 156	人 45	人 1,643.0	人 198.5	人 2,54	人 318	% 81.1	
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)
100人未満	企業 数 507	人 10,802.5	人 64	人 62	人 240	人 48	人 14	人 481.0	人 78.0	人 2.47	人 178	% 55.0	
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)
100~ 300人未満	企業 数 147	人 25,159.0	人 82	人 50	人 349	人 42	人 8	人 908.0	人 64.5	人 2.42	人 112	% 47.1	
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)
300~ 500人未満	企業 数 22	人 7,558.5	人 80	人 11	人 121	人 14	人 3	人 206.0	人 18.0	人 2.06	人 14	% 51.1	
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)
500~ 1,000人未満	企業 数 18	人 11,214.0	人 39	人 24	人 170	人 40	人 9	人 294.5	人 38.0	人 2.64	人 11	% 57.6	
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)
1,000人以上	企業 数 2	人 2,555.0	人 8	人 11	人 36	人 11	人 1	人 68.0	人 4.0	人 2.48	人 1	% 50.0	
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)

注 1(1)の表と同じ

#### 2 雇用種別雇用状況

区分	労働者の数 (注1)	① 勤務形態の数					② 勤務形態の数					③ 勤務形態の数				
		a. 重複使用者 数(注2)	b. 重複使用者 数(注3)	c. 重複使用者 数及び重複使用の 労働者 (注4)	d. 重複使用者 数(注5)	e. 重複使用者 数(注6)	f. 重複使用者 数(注7)	g. 重複使用者 数(注8)	h. 重複使用者 数(注9)	i. 重複使用者 数(注10)	j. 重複使用者 数(注11)	k. 重複使用者 数(注12)	l. 重複使用者 数(注13)	m. 重複使用者 数(注14)	n. 重複使用者 数(注15)	o. 重複使用者 数(注16)
総計	企業 数 517	人 1,865.0	人 103	人 44	人 227	人 61	人 15	人 814.0	人 73.5	人 1.74	人 371	人 103	人 1	人 477.5	人 42.5	人 81.5
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	
100人未満	企業 数 446.0	人 441.0	人 67	人 14	人 94	人 16	人 5	人 302.0	人 22.0	人 0.44	人 134	人 63	人 0	人 146.0	人 11.0	人 55.0
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	
100~ 300人未満	企業 数 62.0	人 60.0	人 18	人 12	人 10	人 14	人 5	人 312.5	人 35.0	人 0.25	人 12	人 25	人 0	人 145.0	人 21.0	人 50.0
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	
300~ 500人未満	企業 数 22.0	人 22.0	人 4	人 6	人 44	人 8	人 2	人 111.0	人 114.0	人 0.02	人 1	人 44	人 0	人 44.0	人 7.0	人 50.0
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	
500~ 1,000人未満	企業 数 22.0	人 22.0	人 8	人 4	人 47	人 10	人 2	人 143.0	人 118.0	人 0.02	人 1	人 73	人 24	人 17.5	人 40.0	人 4.0
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	
1,000人以上	企業 数 2.0	人 6.0	人 2	人 2	人 19	人 3	人 1	人 35.0	人 36.0	人 0.02	人 0	人 10	人 10	人 7.0	人 4.0	人 14.0
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	

注 1(1)の表と同じ

### (4) 身体障害者の部位別雇用状況

#### ① 概況

区分	直営労働者 数(注1)	障害者の雇用の状況等に関する指標別に掲げる障害別の身体障害者数					
		障 害 者 数 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 直 営 効 率 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	
共同企業	企業 数 517	人 33	人 74	人 4	人 315	人 210	人 640
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)

注 1(1)の表と同様

区分	直営労働者 数(注1)	障害者の雇用の状況等に関する指標別に掲げる障害別の身体障害者数				
		障 害 者 数 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 直 営 効 率 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数
45歳~ 100人未満	企業 数 8	人 14	人 3	人 85	人 54	人 164
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)
100~ 300人未満	企業 数 11	人 33	人 1	人 110	人 87	人 342
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)
300~ 500人未満	企業 数 5	人 16	人 1	人 45	人 28	人 87
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)
500~ 1,000人未満	企業 数 2	人 10	人 0	人 62	人 37	人 114
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)
1,000人以上	企業 数 7	人 4	人 1	人 13	人 6	人 31
(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)

注 1(1)の表と同じ

区分	直営労働者 数(注1)	障害者の雇用の状況等に関する指標別に掲げる障害別の身体障害者数				
		障 害 者 数 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 直 営 効 率 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数	直 営 効 率 直 営 労 働 者 数 中 間 企 業 者 数 内 部 労 働 者 数 身 体 障 害 者 数

## 2 地方公共団体等における在職状況

### (1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数												④ 法定雇用率	⑤ 法定雇用率達成率の割合
			A. 重度身体障害者及び知的障害者(注2)	B. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注5)	E. 井	F. 井	G. うち新規雇用分(注6)	H. うち新規雇用分(注6)	I. 法定雇用率達成率の割合					
島根県	3	5,993 人	48 人	0 人	74 人	1 人	0 人	170.5 人	16.0 人	3.35 %	3 人	100.0 %				
全国	168	341,319.0	2,638 人	627 人	6,065 人	469 人	34 人	11,030.5 人	1,041.0 人	3.05 %	150 人	89.3 %				
	( 3 )	( 5,954.0 )	( 48 )	( 0 )	( 74 )	( 1 )	( 0 )	( 166.5 )	( 13.0 )	( 3.29 )	( 3 )	( 100.0 )				
	( 163 )	( 359,503.0 )	( 2,636 )	( 671 )	( 4,757 )	( 455 )	( 0 )	( 987.5 )	( 927.5 )	( 2.06 )	( 152 )	( 88.3 )				

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	③ 身体障害者の数												④ 精神障害者の数												
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 重度身体障害者	f. 重度身体障害者	g. うち新規雇用分(注6)	h. うち新規雇用分(注6)	i. うち新規雇用分(注6)	j. うち新規雇用分(注6)	k. うち新規雇用分(注6)	l. うち新規雇用分(注6)	m. うち新規雇用分(注6)	n. うち新規雇用分(注6)	o. うち新規雇用分(注6)	p. うち新規雇用分(注6)	q. うち新規雇用分(注6)	r. うち新規雇用分(注6)	s. うち新規雇用分(注6)	t. うち新規雇用分(注6)	u. うち新規雇用分(注6)	v. うち新規雇用分(注6)	w. うち新規雇用分(注6)	x. うち新規雇用分(注6)	
島根県	170.5	48 人	0 人	39 人	29 人	1 人	—	128.5 人	6.0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	38.0 人	10.0 人			
全国	11,080.5	2,927 人	294 人	2,859 人	422 人	23 人	8,446.5 人	441.5 人	9 人	5 人	233 人	77 人	0 人	294.5 人	84.5 人	1,342 人	328 人	11 人	2,276.5 人	516.5 人		( 1,999.0 )	( 454.0 )	( 7.0 )		
	( 166.5 )	( 48 )	( 0 )	( 29 )	( 29 )	( 1 )	( — )	( 125.5 )	( 6.0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 33 )	( 1 )	( 34.0 )	( 7.0 )	
	( 167.5 )	( 2,926 )	( 294 )	( 2,858 )	( 421 )	( — )	( 8,426.0 )	( 440.5 )	( 6 )	( 5 )	( 218 )	( 67 )	( — )	( 242.5 )	( 65.0 )	( 1,340 )	( 327 )	( — )	( 2,275.5 )	( 515.5 )						

#### (2)(1)①表の注

注1 ①表の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就労することが困難であると認められる職員が相当の割合を占める範囲について定められた率を乗じて算出した数)を示す。

注2 法令上、④a欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行う。D欄の「重度以下の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5をカウントしている。

たゞ、D欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントをしている。

3 C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( ) 内は令和5年6月1日現在の数値である。

#### (2)(1)②表の注

注1 ①表の「障害者の数」は②③の各欄の計である。

2 ②③a欄の「重度身体障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の「度およびdのa欄」は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③b欄及び③c欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、③d欄は算出するに当たり0.5をカウントしている。ただし、②③b欄及び③c欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③d欄及び③e欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ③d欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( ) 内は令和5年6月1日現在の数値である。

### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

#### ① 概況

区分	① 機関数	③ 障害者の数												④ 法定雇用率	⑤ 法定雇用率達成率の割合
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者	C. 重度身体障害者	D. 重度身体障害者	E. 井	F. 井	G. うち新規雇用分(注6)	H. うち新規雇用分(注6)	I. 法定雇用率達成率の割合					
島根県	27	8,248 人	64 人	12 人	148 人	8.0 人	2.0 人	272.0 人	18.0 人	2.83 %	25 人	92.4 %			
全国	2,488	1,343,140.5	8,461 人	1,746 人	16,046 人	1,218 人	214 人	37,433.5 人	3,424.5 人	2.75 %	1,768 人	71.1 %			
	( 27 )	( 8,211.5 )	( 64 )	( 12 )	( 148 )	( 8.0 )	( 2.0 )	( 265.5 )	( 18.0 )	( 2.83 )	( 24 )	( 92.3 )			
	( 2,461 )	( 1,343,140.5 )	( 8,460 )	( 1,745 )	( 16,045 )	( 1,217 )	( 213 )	( 36,411.0 )	( 3,424.0 )	( 2.75 )	( 1,767 )	( 71.0 )			

注 2(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	③ 身体障害者の数												④ 精神障害者の数 (注1)	⑤ 精神障害者の数 (注1)						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 重度身体障害者	f. 重度身体障害者	g. うち新規雇用分(注6)	h. うち新規雇用分(注6)	i. うち新規雇用分(注6)	j. うち新規雇用分(注6)	k. うち新規雇用分(注6)	l. うち新規雇用分(注6)								
島根県	27	54 人	1 人	70 人	2 人	4 人	( — )	187.6 人	( 6.0 )	( 0 )	( 1 )	( 1 )	( 1 )	42 人	71.4 %	( 11.0 )					
全国	37,433.9	8,355 人	683 人	10,329 人	997 人	117 人	28,234.6 人	1818.0 人	116 人	44 人	1,244 人	222 人	13 人	1,329.6 人	284.5 人	6,485 人	1,437 人	84 人	7,564.6 人	1,052.0 人	
	( 35,611.5 )	( 8,326 )	( 682 )	( 10,317 )	( 921 )	( — )	( 27,790.5 )	( 1,860.5 )	( 184 )	( 57 )	( 1,158 )	( 232 )	( — )	( 1,499.0 )	( 222.5 )	( 5,522 )	( 890 )	( — )	( 4,412.0 )	( 1,235.0 )	

注 2(1)②の表と同じ

#### 【参考】地方公共団体等における障害部位別の雇用身体障害者数

区分	新	内職人員												内職人員
		要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	要覚書	
県・市町村	79	1	1	6	9	24	3	3	3	13	12	0	1	1
教育委員会	65	8	0	13	0	2	12	1	3	0	2	0	4	0
市町村の機関	192	3	4	16	1	16	34	6	16	2	18	11	0	2
独立行政法人等	19	2	1	1	1	—	6	—	—	—	9	—	5	0

(3) 公的機関の各機関の状況

令和6年6月1日現在

機関名	(1) 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	(2) 障害者の数	(3) 実雇用率	(4) 不足数	備考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,780.0	132.5	3.51	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	1,801.0	29.0	2.90	0.0	
鳥取県警察本部	312.0	9.0	2.88	0.0	
鳥取県教育委員会	5,063.0	144.0	2.84	0.0	
鳥取市	2,419.0	71.5	2.96	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市	1,458.0	42.5	2.91	0.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市	742.5	21.0	2.83	0.0	特例認定あり(注4⑤)
境港市	359.0	12.5	3.48	0.0	特例認定あり(注4⑥)
岩美町	250.0	8.0	3.20	0.0	特例認定あり(注4③)
若狭町	148.5	4.0	2.73	0.0	
智頭町	209.0	5.0	2.39	0.0	
八頭町	384.5	11.0	2.86	0.0	
三朝町	97.0	3.0	3.09	0.0	
大栄町	323.5	12.0	3.71	0.0	
湯梨浜町	333.0	11.0	3.36	0.0	
琴浦町	329.5	9.0	2.73	0.0	
日吉津村	107.0	2.0	1.87	0.0	
大山町	328.5	9.5	2.89	0.0	
南部町	197.5	6.0	3.04	0.0	
伯耆町	222.0	6.0	2.76	0.0	
日野町	168.5	6.0	3.56	0.0	
日野町	71.0	1.0	1.41	0.0	
江津町	110.5	3.0	2.71	0.0	
鳥取市水道局	112.5	3.0	2.67	0.0	
米子市水道局	103.0	3.0	2.91	0.0	
鳥取市立病院	310.5	7.0	2.25	1.0	注5
国民健康保険智頭病院	126.5	5.0	3.95	0.0	
南前田国民健康保険西伯病院	157.0	4.0	2.55	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	75.5	1.0	1.32	1.0	
日野病院組合	102.5	3.0	2.93	0.0	
鳥取県西郷郡城行政管理組合	54.0	2.0	3.70	0.0	
日野町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
鳥取大学	2,176.0	61.0	2.86	0.0	
鳥取県産業技術センター	66.0	1.0	1.52	0.0	
鳥取環境大学	91.5	4.0	4.37	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」は、職員総数から除外職員数及び除外事相当職員数(旧除外職員数)を除いた割合を算じて得た数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度有休障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定期間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足率」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(未満の場合は切り捨てる)から②欄の障害者の数を乗じて得た数であり、これが0.1となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4⑦欄は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、当該公的機関の構成員及び当該公的機関と人的關係が密接である等の機関B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該公的機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①鳥取市は、平成16年2月29日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。

②米子市は、平成18年2月23日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。

③境港市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

④鳥取市は、平成23年6月7日付けで、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

⑤境港市は、平成23年4月3日付けで、境港市教育委員会と特例認定を受けている。

⑥倉吉市は、平成23年1月16日付けで、倉吉市教育委員会と、令和2年11月25日付けで、倉吉市上下水道局と特例認定を受けている。

5 鳥取市立病院は、令和6年11月1日現在において、障害者の数8人、実雇用率2.57%、不足数0.0となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

○ 民間企業 ..... [一般の民間企業 ..... 2.5%  
(40.0人以上規模の企業)  
特殊法人等 ..... 2.8%  
[ 労働者数36.0人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等

○ 国、地方公共団体 ..... 2.8%  
(36.0人以上規模の機関)

○ 都道府県等の教育委員会 ..... 2.7%  
(37.5人以上規模の機関)

※( )内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間に所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(1週間に所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、0.5人分としてカウントされる。

# シニアの就職 サポートします

生涯現役支援コーナーでは、  
概ね60歳以上の方を対象に、就職支援・職業相談を行っています。  
求人の探し方・求人検索の使い方から、応募書類の作成や今後の  
働き方についてなど遠慮なくご相談ください。

1

## 求人情報の提供

- ・ 経験やニーズに応じた求人情報の提供
- ・ シニア世代の方の採用に意欲的な求人情報の提供

2

## お仕事の相談・紹介

- ・ 担当者制による職業相談
- ・ 履歴書・職務経歴書の作成支援
- ・ 職業経験の振り返り・自己分析の支援

3

## セミナーの実施

- ・ シニア世代の方の就職活動・職業選択など、再就職に役立つセミナーの実施

4

## 関係機関の情報提供

- ・ 多様な就労形態に応じた関係機関(シルバー人材センターなど)の情報提供

ハローワーク鳥取（1階）

生涯現役支援コーナー

鳥取市富安2丁目89

☎ 0857-23-2021 (41#)

平日 8:30~17:15



!! 概ね60歳以上の方へ !!

ハローワーク米子

生涯現役支援窓口

を利用してみませんか？

☺こんなことができます☺

- ✓履歴書や職務経歴書の作成支援
- ✓面接への助言
- ✓職業生活設計に係る相談・支援
- ✓就労ニーズに合った求人情報の提供
- ・条件に合った求人が無い
- ・応募を検討しているが、詳しい企業の情報が知りたいなど、職業に関するあらゆる相談をお受けします

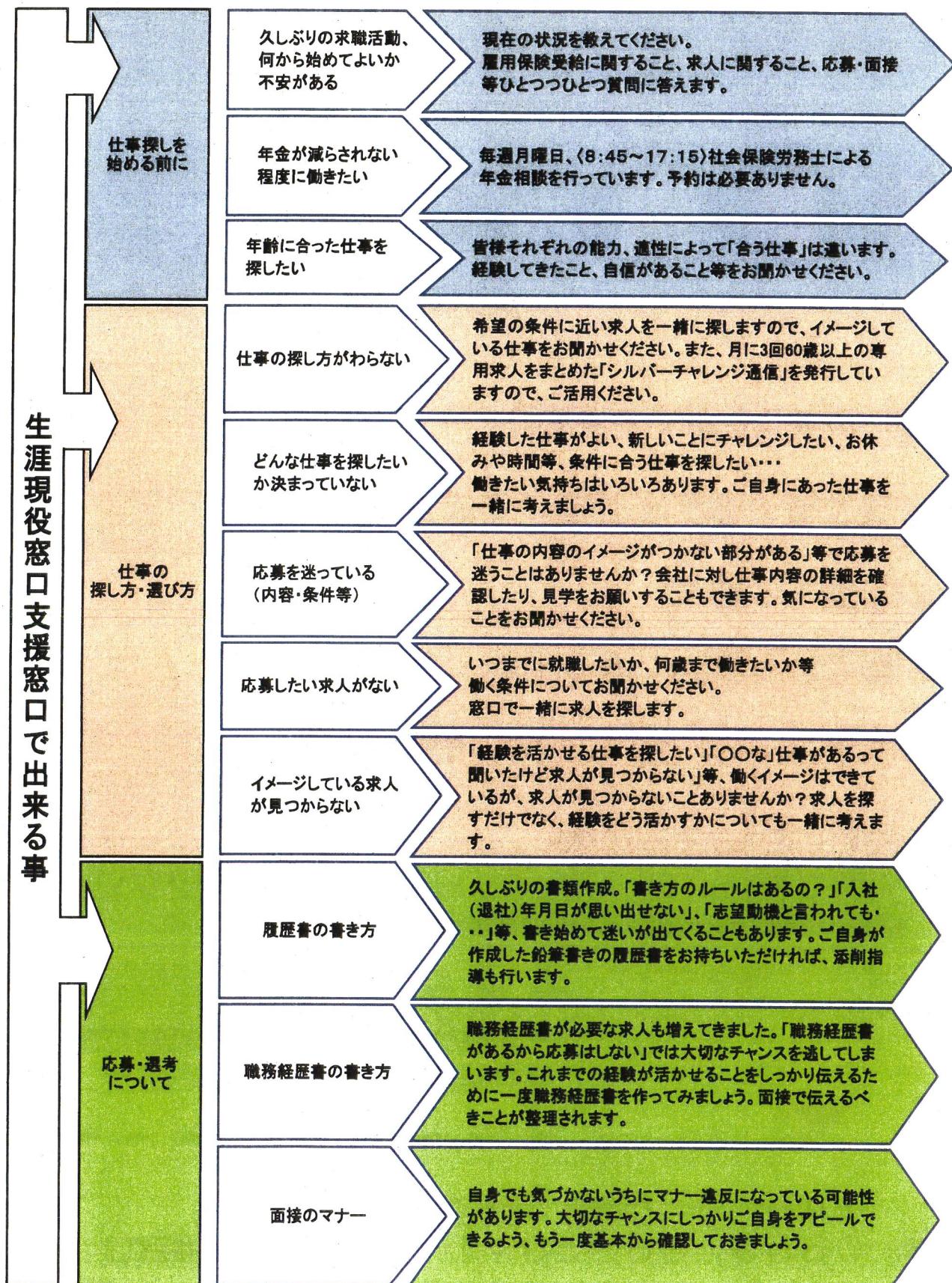


生涯現役支援窓口を利用希望の方は、総合案内までお申し出ください。

ハローワーク米子（米子公共職業安定所）  
☎ 0859(33)3911 生涯現役支援窓口

YHW070801

# 生涯現役支援窓口を利用してみませんか



# ハローワーク鳥取 各種相談コーナー

★皆様を支援させていただく専門のコーナーがございます。

- ・お仕事探しに関する様々な相談をすることができます。お気軽にご相談ください。
- ◇担当者制による個別相談 ◇求人情報の提供 ◇応募書類の添削 ◇面接支援など

## わかもの支援コーナー

正社員での就職を希望する概ね **34歳以下**（新規学卒者・正社員在職者を除く）の方へ適正検査、就職後のフォローアップ等充実した支援を行います。

## 35歳からの就職サポートコーナー

（就職氷河期・ミドル世代専門窓口）

正社員での就職を希望する概ね **35歳以上59歳**以下の方で、正社員雇用の機会に恵まれなかった方へ伴走型個別支援を行います。

## 生涯現役支援コーナー

概ね **60歳以上**のシニア世代の方の就労支援を行います。

また、年金受給等を含めた職業生活設計に係る相談も行います。

## 就職支援サービスコーナー

医療・福祉、建設、運輸、警備分野への就職を希望する方への支援を行います。

職場見学や関連機関と協力し、セミナーや相談会等も実施します。

## 職業訓練(ハロートレーニング)窓口

希望の就職実現のために技能等を高める必要がある場合にご相談ください。

訓練コースのご案内、申込受付、訓練受講中や終了後も就職支援を訓練機関とともに行います。

## 専門相談部門（2F）

障がいのある方、新規学校卒業予定の方、既卒3年以内の方などの就職から職場定着に関する様々な相談・支援を行います。

## マザーズコーナー（2F）

子育てをしながら就職を希望される方や、仕事と家庭の両立を目指す方の支援を行います。

キッズスペースや授乳スペース、ベビーベッドを備えており、保育士（9：00～16：00、月15日）も待機しています。

## 早期就職支援コーナー（3F）

主には雇用保険受給資格のある方向けのコーナーです。

早期（概ね3ヶ月以内）の再就職を目指し、担当者制で自己理解から求人の選定、応募書類の作成までトータルに支援を行います。

## 35歳からの就職サポートコーナー (就職氷河期・ミドル世代専門窓口)

### 利用対象の方

正社員での就職を希望する概ね35歳以上59歳以下の方で以下のいずれにもあてはまる方

- 直近1年間に正社員として雇用されていない方
- 安定した就労の経験が少ない方

(例として下記の状況の方)

- ・直近5年間に正社員としての雇用期間が1年以下
- ・非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短いまたは就労経験がない
- ・臨時の・短期的な就業を繰り返すなどの不安定就労期間が長い

※伴走型個別支援の実施に同意いただける方

### 支援メニュー

○担当者制を基本とした支援チームによる伴走型個別支援（原則3ヶ月間・個別支援計画に基づく計画的支援）

#### 【伴走型個別支援の例】

- ・キャリアコンサルティング、生活設計の相談
- ・GATB（一般職業適性検査）等を利用した自己理解支援
- ・職業相談、職業紹介
- ・就職氷河期・ミドル世代を対象とした求人開拓および職業紹介
- ・ハロートレーニング（職業訓練）の情報提供
- ・各種セミナーのご案内
- ・就職後の職場定着支援 など

ハローワーク鳥取（鳥取公共職業安定所）

電話：0857-23-2021 部門コード41#)

鳥取市富安2丁目89

35歳からの就職サポートコーナー

（就職氷河期・ミドル世代専門窓口）

（令和7年4月1日作成）



鳥取県・鳥取労働局から県内企業の皆さまへの大切なお知らせです



令和7年10月4日(土)から  
鳥取県の最低賃金は



957円→  
73円アップ

**1,030円**になります！

**最低賃金はパートやアルバイトを含むすべての労働者に適用されます。**

県又は国の制度を申請する場合、  
1,030円未満の賃金は10月3日  
までに引上げが必要です

- 最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保とともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 鳥取県・国では企業の賃金アップの取組を支援します。

(一定の要件があります。詳細はお問い合わせください)

県

### 持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金

物価高騰の長期化等による厳しい経営環境が続く中でも、一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小事業者の生産性向上、販路開拓、人材育成等にかかる費用の一部を支援します。

補助  
金額

一般型

最大

500万円

補助  
金額

大規模成長  
投資型

最大

1,500万円

#### 補助要件

- 令和5年10月以降の連続する3か月を比較して **3%** (大規模成長投資型は **5%**) 以上の賃金を引き上げること
- パートナーシップ構築宣言を行うこと 他

#### 認定時期

一般型：随時 大規模成長投資型：申請日の翌月の下旬

国

### 業務改善助成金

#### 制度概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、設備投資等の費用の一部を助成

事業場内最低賃金の  
**30円**以上  
の引上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成等

引上げ人数及び賃上額により  
**助成率 3/4～4/5**  
**助成額 30～600万円**

※その他にも、「賃上げ」支援助成金パッケージとして、賃金引上げを支援する各種制度があります。

#### 【最低賃金について】



鳥取労働局HP

R7.9月発行

#### 【お問合せ先】

##### ●「最低賃金」について

厚生労働省 鳥取労働局 賃金室 ☎ : 0857-29-1705

##### ●「業務改善助成金」について

業務改善助成金センター ☎ : 0120-366-440

##### ●「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」について

鳥取県商工労働部 企業支援課 ☎ : 0857-26-7988

賃金アップで  
みんなの働く環境  
改善へ♪



# 最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策



## 1. 賃金引上げに関する支援

### ①業務改善助成金

#### 問い合わせ先

- ・業務改善助成金センター  
0120-366-440 (平日 9:00~17:00)
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



### ③中小企業向け賃上げ促進税制

#### 問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

## 2. 生産性向上に関する支援

### ⑤固定資産税の特例措置

#### 問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

### ⑦中小企業経営強化税制

#### 問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821  
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）の税額控除を選択適用することができます。

### ⑨中小企業成長加速化補助金

#### 問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



### ②キャリアアップ助成金

#### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



### ④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

#### 問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫  
0120-154-505



### ⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

#### 問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821  
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

### ⑧中小企業省力化投資補助金

#### 問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター  
0570-099-660 (9:30~17:30／月曜～金曜  
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。



## ⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

### 問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター  
050-3821-7013 (10:00～17:00 土日祝  
日及び 12/29～1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

## ⑪小規模事業者持続化補助金

### 問い合わせ先

- ・商工会の管轄地域で事業を営む方
- ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照  
[https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_r6h/](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/)
- ・商工会議所の管轄地域で事業を営む方
- ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307  
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所  
地区

## ⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

### 問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局  
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

## ⑬下請適正取引等の推進のためのガイドライン

### 問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

## ⑭労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

### 問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策  
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするために、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

## ⑮パートナーシップ構築宣言

### 問い合わせ先

- ・「宣言」の内容について  
中小企業庁企画課 03-3501-1765
- ・「宣言」の提出・掲載について  
(公財) 全国中小企業振興機関協会  
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしづ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

## ⑯官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

### 問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

## ⑰官公需情報ポータルサイト

### 問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



#### 4. 資金繰りに関する支援

##### ⑯セーフティネット貸付制度

###### 問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）  
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）  
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

#### 5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

##### ⑰地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

###### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

##### ⑱人材開発支援助成金

###### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

##### ⑲特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

###### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

##### ⑳小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

###### 問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

##### ㉑人材確保等支援助成金

###### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

##### ㉒建設事業主等に対する助成金

###### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

##### ㉓早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

###### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



## ㉗産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額8,635円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

### 6. 相談窓口

## ㉙よろず支援拠点

### 問い合わせ先

- ・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

## ㉛働き方改革推進支援センター

### 問い合わせ先

- ・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

## ㉜働き方改革推進支援助成金

### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

## ㉝下請かけこみ寺

### 問い合わせ先

- ・（公財）全国中小企業振興機関協会
- ・各都道府県の下請かけこみ寺  
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんに抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

## ㉞中小企業向け補助金・総合支援サイト 「ミラサポ plus」

### 問い合わせ先

- ・ミラサポ plus コールセンター  
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

### 各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html>



### 厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html)



事業主の皆さんへ

# 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

**NEWS** 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



### 活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

## キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

## 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額
	基本部分 賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25～ 550万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～ 200万円 6～ 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～ 120万円



### 労働時間削減等の取組 (賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

## 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	活用のポイント (訓練終了後の賃上げ等加算)
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円	・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円	・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象 ・中小企業、大企業どちらも利用可能
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円	・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

## 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

**活用例** 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)	活用のポイント (雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算))
①賃金規定制度	50万円 (40万円)	・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
②諸手当等制度		・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
③人事評価制度		・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
④職場活性化制度	25万円 (20万円)	・対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
⑤健康づくり制度		
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)	(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

## より高い待遇への労働移動等への支援

### 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

### 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

### 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nituite/bunya/package/00007.html>



(R 7. 10)

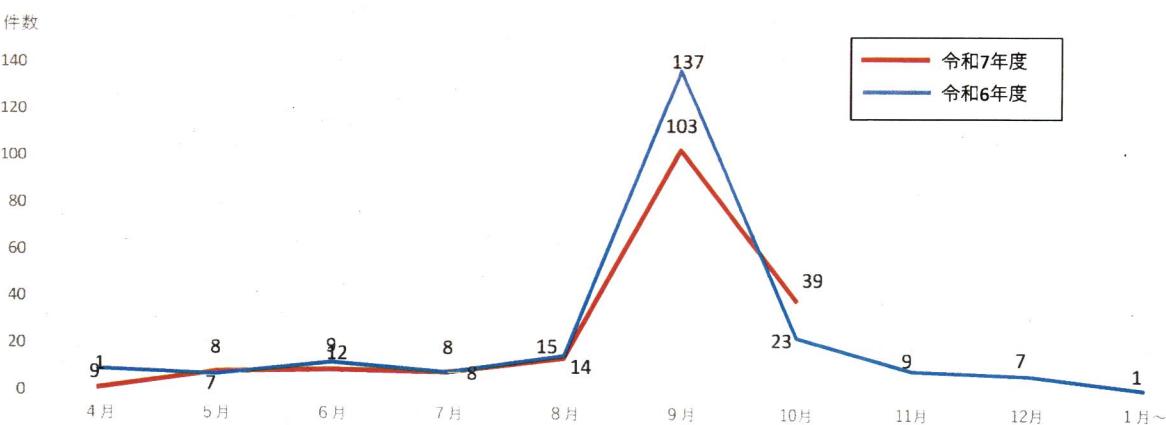
## 業務改善助成金の申請状況について

※黄色塗りつぶし部分は申請の多い業種・規模の企業

### 業種別・規模別申請状況（令和7年10月末現在）

業種 企業規模 (人)	M. 宿泊業・飲食サービス業	E. 製造業	N. 生活関連サービス業・娯楽業	P. 医療・福祉	I. 卸売業・小売業	D. 建設業	A. 農業・林業	R. サービス業・他に分類されないものサービス業	L. 学術研究・専門・技術サービス業	O. 教育・学習支援業	G. 情報通信業	K. 不動産業・物品販賣業	B. 漁業	Q. 複合サービス事業	計
1~10	7	6	4	9	9	7	18	5	2	0	0	2	0	0	69
《全体》に占める割合	20.6%	26.1%	23.5%	23.7%	40.9%	77.8%	81.8%	100.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	37.9%
11~30	13	9	8	12	5	2	4	0	3	1	1	0	1	0	59
〃	38.2%	39.1%	47.1%	31.6%	22.7%	22.2%	18.2%	0.0%	60.0%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	32.4%
31~50	7	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
〃	20.6%	0.0%	0.0%	28.9%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.4%
51~100	5	4	1	3	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	19
〃	14.7%	17.4%	5.9%	7.9%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	10.4%
101~200	1	0	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
〃	2.9%	0.0%	23.5%	7.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%
201~	1	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
〃	2.9%	17.4%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%
《全体》	34	23	17	38	22	9	22	5	5	2	1	2	1	1	182
全産業に占める割合	18.7%	12.6%	9.3%	20.9%	12.1%	4.9%	12.1%	2.7%	2.7%	1.1%	0.5%	1.1%	0.5%	0.5%	

### 業務改善助成金申請件数の推移



申請件数

月	令和7年度	令和6年度
4月	1	9
5月	8	7
6月	9	12
7月	8	8
8月	14	15
9月	103	137
10月	39	23
11月		9
12月		7
1月～		1
計	182	228

R6年度 交付申請件数	228※
R6年度 交付決定額	296,600千円

※うちR7年度に繰り越しとなったものは44件

無料!!  
WEBセミナー

2025年10月4日から最低賃金は**1030円**

## 賃金引上げに活用できる 助成金セミナー

### 開催日時

- ① 9月12日(金) 10:00~11:00 ② 9月16日(火) 10:00~11:00
- ③ 9月18日(木) 15:00~16:00 ④ 9月24日(水) 16:00~17:00

### 内 容

#### ○業務改善助成金の概要について【働き方改革サポートオフィス鳥取】

必見! 業務改善助成金申請の10のポイント【鳥取労働局雇用環境・均等室】

#### ○持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金について【鳥取県商工労働部企業支援課】

#### ○キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)について【鳥取労働局職業安定課】

### お申し込み方法

各セミナーの開催日の前日までに

- (1) 団体・企業名
- (2) 連絡先電話番号
- (3) 受講希望番号(上記の開催日時①~④)

を電子メール([tottori@workstylereform.net](mailto:tottori@workstylereform.net))まで送信してください。

働き方改革サポートオフィス鳥取WEB  
サイト内の「セミナーのご案内」の申込  
フォームからもお申込みいただけます



#### 【オンラインセミナーについて】

- WEB会議システム「ZOOM」を使用します。1回の定員は80名です。
- セミナーの受講は無料ですが、通信費はセミナー参加者のご負担になります。
- 迷惑メール等によるドメイン指定されている方は、あらかじめ当方のドメイン(@[workstylereform.net](mailto:workstylereform.net))を受信できるよう設定を変更してください。メールにてセミナー参加に必要なURLおよびバスクード等をご連絡します。
- ①~④についてすべて録画で対応します。ご質問などございましたら、【お問い合わせ】までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ・お申込み】

#### 働き方改革サポートオフィス鳥取

〒680-0845

鳥取県鳥取市富安1丁目152 SGビル4F

フリーダイヤル:0800-200-3295

電話:0857-30-0350 / FAX:0857-30-0351

電子メール: [tottori@workstylereform.net](mailto:tottori@workstylereform.net)

【共催:鳥取労働局、働き方改革サポートオフィス鳥取】

~働き方改革や労務管理についても  
お気軽に、ご相談ください~

- 働き方改革って?
- 時間外労働の上限規制は
- 年次有給休暇の取得促進は
- 同一労働同一賃金とは
- 活用可能な助成金は など

# 鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	1,030円	令和7年10月4日

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、**鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。**

なお、下表の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円	令和6年12月19日
鳥取県各種商品小売業最低賃金	902円	令和5年12月15日

※ 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●社内の最低賃金の引上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう！

業務改善助成金センター Tel 0120-366-440

●経営面・労働面の相談をワンストップで行います。（相談は無料）

働き方改革サポートオフィス鳥取 Tel 0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 Tel 0857-29-1705 鳥取労働基準監督署 Tel 0857-24-3211

米子労働基準監督署 Tel 0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 Tel 0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

## 最低賃金との比較方法（計算方法）について

賃金支給方法	最低賃金との比較方法（計算方法）
①時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額
②日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
③月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
④出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間当たりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額

〔 最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。〕

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

※ 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

## 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

### 1 働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口

働き方改革サポートオフィス鳥取では、中小企業・小規模事業者の皆様のために、生産性向上による賃上げ、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用などの相談に対して、労務管理の専門家が電話または相談により無料で支援を行います。

詳しくは **働き方改革サポートオフィス鳥取**

鳥取市富安 1-152 SGビル 4階 TEL : 0800-200-3295

受付時間：平日 9:00～17:00 E-mail : tottori@workstylereform.net



### 2 賃金引上げを支援する制度

#### ◆ 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター TEL : 0120-366-440**



#### ◆ キャリアアップ助成金

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは **鳥取労働局 職業安定部職業安定課 TEL : 0857-29-1707**



### ■ 賃金引上げ特設ページを開設

賃金引上げを実施した企業の取組事例や賃金引上げに向けた政府の支援方法などの賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。

